

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285003

研究課題名(和文) 比較法から見たミャンマー憲法裁判所 民主化過程における意義と役割

研究課題名(英文) Myanmar's Constitutional Tribunal in the Comparative Law Perspective - Its Significance and Roles in the Process of Democratization

研究代表者

鮎京 正訓 (Aikyo, Masanori)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・名誉教授

研究者番号：40126826

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、2011年にミャンマー憲法史上初めて設立された憲法裁判所が、ミャンマー民主化に果たす意義と役割について、日本で初めて本格的に取り組んだ研究である。設立翌年、憲法裁判所の判決を不服とする議会は裁判官全員を弾劾し、さらに、憲法裁判所の独立性を弱体化する憲法裁判所法の改正を2度にわたり行った。暫定的身分証明書を有する少数民族に国民投票権を付与した国民投票法を違憲とするなど、本研究をとおして、法の支配の確立のために設立された憲法裁判所だが、民主化に果たす役割は限定的であることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：This is the first research in Japan to study in detail the roles which the constitutional tribunal established in 2011 for the first time in the constitutional history of Myanmar is trying to play in the democratization process of the country. One year after its establishment, the Parliament of the Union impeached en masse the members of the Tribunal due to its refusal to accept the judgment delivered by the Tribunal. Moreover, the Law on Constitutional Tribunal was amended twice further leading to the compromise of its independence. In a recent example, the Tribunal ruled unconstitutional a law that conferred to the white-card-holding minority peoples the right to participate in the referendum vote. This and some other earlier judgments have made it apparent that despite its establishment for the purpose of strengthening the rule of law, the Tribunal has had limited roles in promoting the process of democratization in Myanmar.

研究分野：比較法

キーワード：ミャンマー 憲法裁判所 民主化 比較法 法整備支援

1. 研究開始当初の背景

2011年3月に民政移管し、5000万人を超える豊富な労働力と資源を有するミャンマーは、アジア最後のフロンティアとして世界各国とりわけ産業界から注目を浴びている。しかし、その注目のあり方は主として「ビジネス」という観点からのものであり、それに対して本研究では、「民主化」に注目し、その中でもミャンマー憲法裁判所が果たしている役割に焦点をあてることにした。

本研究を開始する前年の2012年には、ミャンマー憲法裁判所裁判官全員が議会によって弾劾されるという事態が発生した。この事件をつうじて、ミャンマー民主化をめぐる諸課題と特徴を分析するとともに、ミャンマーの自由化の過程で成立した憲法裁判所の機能、裁判官の選任方法等を明らかにすることにより、ミャンマー憲法体制の特色を考察することとした。

2. 研究の目的

本研究では、ミャンマーにおける憲法裁判所の意義と役割について、ミャンマーの民主化過程とその関連から研究する。その際、軍政から民政への移管という同様の経験を有する韓国、隣国タイをはじめとして、アジア諸国の憲法裁判所および憲法院を比較研究することにより、ミャンマー憲法裁判所が、とくに議会との関係において有する理論的諸課題を解明し、ミャンマーの民主化の契機と憲法体制の特質を考察する。

3年間の研究期間において、本研究では、i) ミャンマー憲法裁判所の設立の経緯、ii) それぞれがミャンマー民主化という課題にとってどのような役割をはたしてきたか、iii) タイ、韓国をはじめアジア諸国の憲法裁判所が自国の民主化に果たした役割の具体的検証、ならびに、それらの経験がミャンマー憲法裁判所に与える教訓、iv) 各国際機関、各国援助機関による憲法裁判所に対する支援の実態、を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 現地研究拠点を活用した現地研究者との共同研究

本研究は、文献による研究のみならず、現地研究者との協働による現地調査を中心とした研究方法により研究を実施した。名古屋大学は、アジア諸国に本格的な現地研究拠点を設立しており、2013年、ミャンマー・ヤンゴン大学に、同大学と共同で「ミャンマー・日本法律研究センター」を設立し、当該国の法情報の収集を行っている。本研究においては、同センターに常駐しているママタン特任准教授およびヤンゴン大学元法学部長でもありミャンマー国家人権委員であるドウタンヌ工教授の協力を得て、研究を進めた。本研究チームは、2013年9月、2014年12月、2016年2月と、毎年、ミャンマーを訪問し、憲法裁判所、最高裁判所、法務長官府等を訪

問するとともに、ヤンゴン大学にて憲法専門家と意見交換を行った。

2014年2月には、憲法裁判所長官を含む3名の裁判官を日本に招聘し、名古屋で研究会を行い、ミャンマー憲法裁判所の組織および権限ならびにこれまでの判決の特徴について議論した。

(2) 比較法研究としての憲法裁判所

韓国、タイなどをはじめ、アジア諸国には憲法裁判所または憲法院を有する国が数多くあり、例えば、韓国憲法裁判所は、民主化の過程において政治的にもきわめて多くの役割を果たし、タイ憲法裁判所は、より一層の民主化を進めるために、政治家等による汚職の撲滅を目的のひとつとしている。カンボジアにおいてもフランス型の憲法院が設立され、ベトナムにおいても2013年憲法改正時に、廃案になったものの憲法評議会設立が議論されるなど、アジア諸国において憲法裁判所をめぐる議論が活発である。軍政から民政へという同様の歴史過程を歩んだ他のアジア諸国の経験を学ぶとともに、「比較」という手法を用い、ミャンマー憲法保障体制の独自の性格を分析した。

とくに、2015年2月には、本研究事業と名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)との共催で国際シンポジウムを開催し、ミャンマーに加えて、韓国、台湾、モンゴル、タイ、インドネシア、カンボジアといったアジア7ヶ国から憲法裁判所裁判官および研究者を招聘し、アジア各国における憲法裁判所の比較研究を行った。その際、欧州評議会からもベニス委員会憲法裁判部部長を招聘し、世界憲法裁判所会議の動向を知る機会を得るとともに、韓国憲法裁判所が提唱している「アジア人権裁判所構想」を踏まえ、アジア地域における人権保障のあり方を議論した。

4. 研究成果

(1) 日本で初めての本格的ミャンマー憲法研究

これまで、日本ではミャンマー憲法裁判所研究はもちろんのこと、ミャンマー法を対象とした研究はほとんど皆無であった。それは、ミャンマーでは外国の大学との学術交流が禁止され、外国の研究者にとって、ミャンマー法へのアクセスが非常に困難であったという理由にもとづいている。民政移管を果たした現在でも、ミャンマーでは国家機関へのアクセスが非常に困難であるが、そのような状況下で、ミャンマー憲法裁判所との研究交流に着手できたことは、日本では初めての画期的な研究である。とくに、ほとんど公開されていないミャンマー憲法裁判所判決の英語訳を憲法裁判所から入手することができ、判決を考察することにより、ミャンマー憲法裁判所が果たす役割を明らかにすることができた。

(2) ミャンマー憲法裁判所の役割・構成

ミャンマー憲法裁判所の役割は、憲法第322条に規定があり、憲法規定の解釈、連邦議会・州議会等が制定した法令の合憲性の審査、連邦・州等における行政措置の合憲性の審査、連邦・州等の間で生じた憲法紛争にかんして決定を下すこと、連邦・州等が連邦法を実施するにあたり、それぞれが有する権利・義務にかんする紛争に決定を下すこと、と定められている。

憲法裁判所裁判官は、長官(Chairman)を含む合計9名であり、大統領により指名された3名、人民院議長により指名された3名および民族院議長により指名された3名で構成され、大統領により任命される。任期は議会と同様に5年間と規定され、政治の影響を受けやすい制度となっている。

憲法裁判所に対して直接提訴できるのは、大統領、連邦議会議長、人民院議長、民族院議長、連邦最高裁判所長官、連邦選挙管理委員会委員長のみであり、州知事、州議会議長、連邦議会議員総数の10%以上の議員団などは、規定された手続きにしたがい、提訴することができる。

(3) 議会と憲法裁判所の緊張関係

2012年2月、ミャンマー憲法裁判所は、人民院および民族院の各議院に設置された委員会、評議会、期間は連邦レベルの組織であるという解釈は違憲であるという判断を下した。憲法上法案提出権は連邦レベルの機関に付与されており、本判決の結果、議会に設置された法案委員会には法案提出権が認められないこととなり、本判決を不服とした議会は、9名全員の憲法裁判所裁判官を弾劾した。弾劾に続き、議会は憲法裁判所法を改正し、憲法裁判所の決定が最終的で確定的である場合を限定的にするなど、ミャンマー憲法裁判所は、司法の独立という観点からその存在が危惧された。

2014年11月、再びミャンマー憲法裁判所法を改正し、連邦議会の承認を得て大統領が各裁判官を任命する際に、大統領は各院議長と協議を要すること、また各裁判所は、遂行した任務に関して、自らを選出した大統領、人民院議長、民族院議長に報告しなければならない等、連邦議会との関係で憲法裁判所の独立性を弱体化する動きが見られた。

(4) 民族問題におけるミャンマー憲法裁判所の役割

これまで下されたミャンマー憲法裁判所の判決を概観すると、中央地方関係、少数民族にかんする問題への関与が多くみられる。ミャンマーは多民族国家であるが、1948年の独立以来、国民が結束し連邦を崩壊させないことが重要であった。2008年ミャンマー憲法においては、民族問題を調和的に解決するため、連邦制を採用しているが、少数民族に広

範な自治を認めるに至っていない。ミャンマー憲法裁判所では、これまで、地方政府における民族担当大臣の他大臣と比した位置づけ、少数民族の捉え方等が争点となったが、少数民族をめぐる問題では、以下に記述する判決が特筆に値する。

2015年2月、連邦議会は、憲法改正に必要な国民投票の手続きを定めた国民投票法を可決したが、同法は、暫定的身分証明書であるホワイトカード所持者に対して、憲法改正の国民投票への投票権を付与した。それに対し、憲法裁判所は、ミャンマー「市民(Citizen)」にのみ投票権が付与されるべきであり、「市民」ではないホワイトカード保持者に対して投票権を付与する同法は違憲である、との判断を下した。ホワイトカード所持者の多くは、ミャンマー西部ラカイン州に住むイスラム系少数民族であるロヒンギヤであり、これまでも「市民」とみなされず、基本的人権の侵害が問題となってきた。韓国やタイ等においても、憲法裁判所が、政府および議会の活動に対し、人権、民主主義の観点からチェック機能を担っていることが多いが、ミャンマー憲法裁判所は、今回の事例においても少数民族の人権問題を解決する役割を担えていない。

(5) 小括

ミャンマーにおいて、憲法問題を専門に扱う裁判所は、1947年憲法、1974年憲法においても存在せず、法の支配を確立するための仕組みとして、2008年憲法制定により、2011年に初めて憲法裁判所が設立された。

しかし、議会による憲法裁判所裁判官の弾劾に加え、憲法裁判所法の改正により、憲法裁判所の独立性を弱体化する動きが見られた。その上、ミャンマー憲法裁判所は、年間2~3件程度の案件しか扱っておらず、民主化に向けて大きな役割を果たしているとは言いがたい。

2015年11月に実施された総選挙では、アウンサンスーチー率いる国民民主連盟(NLD)が勝利し、半世紀にわたって続いた軍事政権に終止符が打たれた。2008年憲法によればスーチーは大統領資格を有しておらず、2016年4月に発足した新政権は、国家顧問法を施行し、スーチーは、憲法上規定のない「国家顧問」という役職に就いた。国軍は、「国家顧問」の新設を民主主義に反すると批判しているが、現在までのところ、憲法裁判所に対して合憲性の判断を求めておらず、憲法裁判所がミャンマー民主化に果たす役割は限定的である。本研究により、憲法裁判所が政治的な性格を有していることが明らかになったが、新政権のもとでのどのような役割を果たすか、本研究は、今後も継続して研究を実施するに値するテーマである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 14件)

(1)國分典子、「韓国憲法裁判所の組織機構と憲法研究官の役割(憲法裁判における調査官の役割)」、北海道大学法学論集 66 巻 2 号、92-107 頁、2015 年(査読無)

(2)國分典子、「大韓民国臨時政府の政治思想の憲法史的な位置づけ」、青鶴 6 号、126-145 頁、2015 年(査読無)

(3)山田美和、「アジアにおける人権とビジネス タイのミャンマー人移民労働者問題を中心に」、アジア研ワールドトレンド 223 号、22-25 頁、2014 年(査読無)

(4)國分典子、「韓国における『民主』と『共和』」、法学研究 87 巻、2014 年、357-383 頁(査読無)

(5)山田美和、「ミャンマーにおける『法の支配』 司法はいかなる役割をはたすか」、アジア研ワールドトレンド 221 号、10-13 頁、2013 年(査読無)

〔学会発表〕(計 16件)

(1)Kuong Teilee, “Constitutionalism in the Age of Regionalism in Southeast Asia - The Emerging Trends and Critical Issues”, International Symposium on Comparative Constitutionalism, Law and Social Justice in Asia, 2015 年 12 月 4 日、ガジャマダ大学(インドネシア・ジョグジャカルタ)

(2)國分典子、「韓国憲法裁判所の権限範囲を巡る課題」、比較憲法学会総会、2015 年 10 月 24 日-25 日、名城大学天白キャンパス(愛知県・名古屋市)

(3)Kuong Teilee, “Constitutional Reviews in Southeast Asia: Concepts and Institutional Logics in Search of Identity”, カンボジア比較法学会第 7 回国際会議、2015 年 2 月 28 日-3 月 1 日、パニヤサストラ大学(カンボジア・プノンペン)

(4)鮎京正訓、「東アジアにおける憲法分野の国際協力の展望・論点整理」、「法整備支援の研究」全体会議「東アジア「統合」の時代における多層的憲法秩序化の展望」、2015 年 2 月 8 日、ホテルメルパルク名古屋(愛知県・名古屋市)

(5)Aikeyo Masanori, “The question of constitutional review in the 2013 Constitutional amendment of Vietnam”, CALE-SOAS Asian Comparative Legal Studies Workshop, 2014 年 9 月 10 日、ロンドン大学東洋アフリカ学院(イギリス・ロンドン)

(6)Kuong Teilee, “Possibilities and Limits of Constitutional Review in the Politically Planned Democratic Transition: The Cases of Cambodia and Myanmar”, CALE-SOAS Asian Comparative Legal Studies Workshop, 2014 年 9 月 10 日、ロンドン大学東洋アフリカ学院(イギリス・

ロンドン)

(7)Kon Teiri, 「アジアにおけるガバナンス支援の課題と実践」、「法整備支援の研究」全体会議、2014 年 2 月 23 日、名古屋大学文系総合館(愛知県・名古屋市)

(8)Kuong Teilee, “Constitutional Rush to the Rule of Law in Myanmar”, Asian Law Lecture series, 2013 年 11 月 21 日、ワシントン大学アジア法センター(アメリカ・シアトル)

(9)Noriko Kokubun, “Nation Building and Constitutional Thought in Northeast Asia: The Case of Korea and Japan”, The Spirit of Korean Law The Identity and Evolution of Korean Law and the Legal System in Comparative Perspective, 2013 年 4 月 11 日、ÉCOLE NORMALE SUPÉRIEURE DE LYON SITE BUISSON INSTITUT FRANÇAIS DE L'ÉDUCATION(フランス・リヨン)

〔図書〕(計 4件)

(1)山田美和、「ミャンマーにおける『法の支配』 人権保護と憲法裁判所に焦点を当てて」、工藤年博編 アジ研選書 39 『ポスト軍政のミャンマー 改革の実像』、アジア経済研究所、53-75 頁(全 225 頁)、2015 年

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

鮎京 正訓(AIKYO Masanori)
名古屋大学・名誉教授
研究者番号: 40126826

(2)研究分担者

國分 典子(KOKUBUN Noriko)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40259312

西澤 希久男 (NISHIZAWA Kikuo)
関西大学・政策創造学部・教授
研究者番号：50390290

コン テイリ (KUONG Teilee)
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授
研究者番号：80377788

山田 美和 (YAMADA Miwa)
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・新領域研究センター法・制度研究グループ・研究グループ長
研究者番号：80450518

牧野 絵美 (MAKINO Emi)
名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・特任講師
研究者番号：00538225